

令和 6 年 市 議 会  
議員提出議案第 1 2 号

別府市議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正について

別府市議会議員の政治倫理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 1 2 月 1 7 日 提出

提出者	別府市議会議員	吉 富 英三郎
賛成者	別府市議会議員	森 裕 二
賛成者	別府市議会議員	小 野 佳 子
賛成者	別府市議会議員	安 部 一 郎
賛成者	別府市議会議員	野 口 哲 男
賛成者	別府市議会議員	三 重 忠 昭

記

別府市議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例

別府市議会議員の政治倫理に関する条例（平成 8 年別府市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

2 議員は、その地位や権限を利用して、他者に対する嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、各種ハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。

第 5 条第 1 項中「第 3 条」を「第 3 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

厳守すべき政治倫理基準について、新たな項目を追加することに伴い、条例を改正しようとするものである。